

Title	江戸十組問屋に関する一資料：江戸油仲買加藤家文書の紹介
Sub Title	On one manuscript concerning the unions of great wholesales dealers merchant (十組問屋) groups in Edo-Period
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.203- 220
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸十組問屋に関する一資料

——江戸油仲買加藤家文書の紹介——

中 井 信 彦

はじめに

「都市と地方の対立は、野蓄から文明への、部族制から国家への、地方から全国への移行とともに始まって、文明の全歴史を今日（反穀物法同盟）にいたるまで貫いている。」（全集三―四六頁）とドイツイデオロギーで述べたマルクスは、先行する諸形態で、より具体的に「古典的古代の歴史——これは諸都市の歴史である。しかも土地所有と農業とに基礎をおくところの諸都市の歴史である。」「中世（ゲルマン期）においては、農村がそれ自体として歴史の出発点であり、歴史のその後の発展は、それ以来、都市農村との対立というかたちで、つづけられる。」「近代の歴史——これは都市的諸関係の農村への滲透であって、古代におけるような、農村的諸関係の都市への滲透ではない。」と記したが、その際、古典古代と中世との間につきのような注目すべき一文を挿入しているのである。

「アジア史——これは、都市と農村との一種の不可分な統一である。巨大な都市は、ここでは諸侯の宿营地として、

特殊な意味における経済機構上のこぶとしてののみ観察され得る。」(選集九上―二三四頁)

都市と農村との対立にヨーロッパの全史を貫くライト・モテーフを認めたマルクスが、アジア史をその適用外において、そこに都市と農村との「一種の不可分な統一」をみ、そこでの巨大都市を「特殊な意味における経済機構上のこぶ」としてのみ扱えられるといったとき、具体的にどのようなアジアの歴史、特に都市史を脳中に描いていたのであったか、わたくしには分らない。

現存する封建制的諸関係と対立していたヨーロッパ中世諸都市の市民は、「封建的結合からわが身をもぎ離していた限り」共通の条件をつくりだしつつ、「封建制との対立によって自らを条件づけられていた限り」共通の条件によってつくられていたのであり、商業の拡大や交通の整備によって都市間の関係が結ばれるにつれて、それら二重の意味での共通の条件が階級的条件にまで発展し、そこに市民階級の成立をみるにいたるのだと、マルクスは説いている。そこでは、個々の個人は、他の階級に対して共同の戦いをおこなう限りにおいてのみ、一つの階級を形成するのであり、そうでない場合には彼ら相互に「競争において敵対しあう」のであるともいわれている(『フオイエルバッハ』全集三一四九・五〇頁)。

このように概括されるヨーロッパにおける封建制と都市乃至都市民を前提とすれば、江戸時代の都市乃至都市民の在り方は、たしかに「特殊」なものである。そこでも、個々の都市は他の諸都市との間に関係を取結んでいたけれども、そのことを通して都市民のうちに階級としての市民意識を形成していくことはなかった。それは、マルクスが指摘している二重の意味での「共通の条件」の欠如によるものとみることができ、それは共通の条件の基礎である封建的諸関係との対立の欠如に帰結されるであろう。封建的諸関係と対立しない都市、それは領主経済のなかで構造化された「機構上のこぶ」としてのみ扱えられるという指摘は、たしかに論理的である。

だが、一般に、都市と農村との分離は、資本と土地所有との分離であるという側面をもち、労働と交換のなかにだけ所

有の基礎をもつ資本それ自体の（土地所有から独立して）自律的に展開する端緒をなすものでもある。中世都市の商工業は同業組合に組織だてられていて、流入してくるバラバラの農奴たちを、その利益にそって組み込んでいき、乃至は無組織な日雇下層民にとどまらせた。生産と流通の量的な拡大は、本来可動的な商人資本の集積をもたらし、社会的分業の展開と共に、既存の所有を商人資本に変形させる程度だけ、他の諸階級を自己に吸収していく。流通貨幣の増加も、封建的土地所有と労働に打撃を与え、商人資本への吸収を促進する条件となる。

このような一連の事象を一般的なものとするならば、江戸時代の都市も「特殊」ではなかったといえる。特殊であるのは、事実過程において封建的土地所有への解体機能を果しながら、なおかつ経済構造上のコブとして存在し、そのような封建的諸関係との対立の欠如の故に、商工業者相互の間の競合に終始したところにあったのである。この特殊性は、分散的な家内手工業段階、錯圃形態による農地片での農耕など、生産過程の停滞との間の相互作用において把握されるべきものであることはいうまでもない。

本稿は、そのような問題を念頭におきながら、江戸時代最大の巨大都市であった江戸の商人資本相互の連帯と競合について、十組問屋仲間に関する一、二の側面を史料紹介の形で取上げるにすぎない。ここで紹介する史料は、故幸田成友先生が、昭和十五年に四谷区伝馬町三丁目三河屋加藤長九郎氏から借覧、抄写され「加藤家蔵油商旧記」と名付けられた三冊から成る写本であって、現在慶応義塾図書館に収蔵されている。巻末に借覧書類の目録が付されており、書写分には「写」の朱書が加えられているが、明治期の相場表類と、旧幕書類中の諸問屋再興調所収のものを除いて、ほぼ全部を写取られたことが知られる。

加藤家の文書には江戸油問屋に関する記録が多いが、同家は杓を店章とした油仲買の有力者であったと認められる。同家の過去と現在について全く知ることがないのは、専ら筆者の怠慢の責である。

加藤家藏油商旧記のなかに、「元十組取極写」と題する長文の書上の写がある。年次を欠くが天保の株仲間解放後、再興以前に作られたものと思われ、性格上他にも存すると思われるが、その初めの部分に、「元禄年中十仲間と相定り申候」組々の構成を、次のように列記している。

「一塗物店 日本橋辺通町筋室町辺にて紀州より出候塗物膳椀類渡世仕候もの共に御座候

一内店組 本町筋にて纔の家作仕、小間物類何品に寄らす其外木綿繰綿真綿類渡世仕候もの共に御座候

一通町組 日本橋通大道え蕙を引候見世にて、右同様の品渡世仕候もの共に御座候

一表店組 日本橋辺にて畳類御座類青蕙類渡世仕候ものに御座候

一薬種組 本町辺にて薬種類渡世仕候もの共に御座候

一河岸組 本船町小網町通り堀江町辺にて水油并繰綿類渡世仕候もの共に御座候

一綿店組 本町筋大伝馬町石町辺にて繰綿渡世仕候もの共に御座候

一紙店組 本町通り大伝馬町本石町辺にて紙類渡世仕候もの共に御座候

一釘店組 本船町通り品川町辺にて釘鉄銅類渡世仕候もの共に御座候

一酒店組 伊勢町呉服町堀江町辺にて酒類渡世仕候もの共に御座候

合十仲間と相唱来申候」

江戸大坂間の諸商品の海上輸送にあたって、海運技術の停滞による不安を条件としつつ、問屋商人と交通手段所有者との分離が進んだところに、十仲間（十組仲間）による共同管理機構の成立があったこと、その成立経過の詳細は必ずしも

明らかでないが、少くともその制度化が一六九四年（元禄七）であったことについては異論のないところである。

右に引用した十組の各組に関する記事がどこまで信頼しうるものであるかは、その典拠が明らかでないために確認することがむづかしい。しかし、後年、江戸の代表的な巨大商人資本の集団となった内店組や通町組が、当時「纔の家作」や「大道え薙を引」いて取引きしていたという記事は極めて興味深い。それら組々が十組のなかでとかく横暴な行動をとりがちになった後年の意図的な作為が感ぜられはするとしても、十八世紀中葉以降の大商人資本の様態を直ちに一七世紀にまで遡らせて推測することの危険性を示唆しているように思われる。

それは別として、まだ諸物品問屋の域は出ることの少かった当時の諸問屋のことであるから、上記の注釈だけで当時江戸へ海上輸送されてきていた主要商品目をおさえることは困難であるが、少くとも綿花・綿布・油・酒・紙・銅・鉄・畳表・薙・塗物・小間物などが主要部分を占めていたことだけは確認しうる。そして、ここでの疑問の一つは、米の不在である。元禄の十組仲間編成の推進者であった大坂屋伊兵衛の覚書によれば、当初打合せに集った諸問屋のなかに米問屋が含まれていたことになっている。それにも拘わらず、米問屋が十組仲間に参加しなかったのは何故であったのか。菱垣廻船による積荷として、米はすでに重要なものでなくなっていたからなのか、いいかえれば江戸への送荷先が大坂以外に主として存していたのであったことの表現であるといえるのか、江戸の米需給を考える上での疑問として残しておく。

二

江戸時代中期以後の江戸大坂間の海運が、菱垣・樽廻船の競争によって特徴づけられたことは周知のところであるが、元禄の十組のうち酒店組が逸早く他の九組から離れて、樽廻船と呼ばれた別個の輸送手段によることになったのは何故であったのか。その間の事情はもとより単一でなかったであろうが、少くともその主要な一因として、上積と下積の問

題があつたと思われる。「元十組取極写」に次の一節がある。

「前書の通、積仲間相定運送仕来候得共、御府内年増御繁栄に随ひ諸荷物積下り方相増候処、酒は船足荷物に付、下タ積に相成、難破船有之候節、高金之上ハ荷物海中え刎捨候間、下タ積酒荷物重に船中え相残り候間、右刎捨荷物の元代金酒荷物え割懸、勘定相定候義ニ付、酒造方の損毛夥敷義に有之、難船の勘定の度毎、争論出来候処、享保十七子年四月以来出帆之廻船五拾六艘荷打破船仕、十組一同身上向退転にも可及始末に成行、右難破船浦々え改人差出候にも商人共の手に難及、御添翰頂戴仕度旨、同六月廿六日御奉行稲生下野守様御番所え奉願上候処、翌廿七日御内寄合え被召出、大岡越前守様御列座にて被仰渡候は、添翰と申義は先々宛名無之候間、難被差出、改人早々差遣し浦々にて理不尽の義有之候は、其所役人預ケ置、早速御訴可申上旨被仰渡候に付、右浦々え改人差遣し見届候処、右舩数艘破船仕候儀に付、所々浦々え隠し置不正筋等有之、追々出訴仕候義に候得共、大難船積金の外、浦々改諸入用等も夥敷義に有之、十仲間一同より出金等□々に相成混雜仕候に付、無是非酒荷物斗積合を相離れ、忝組別仕立と相成、其以来菱垣廻船・樽廻船と二様に相成申候」

十組仲間が組織されたのは、商品取扱資本が交通手段所有者の手から運送の実権を奪いとることを目的としたと同時に、海難の損失を積荷主間で共同保障するところに目的が存したことはいうまでもない。海難といっても、具体的にはさまざまな状態がありうる。高波にもてあそばれたとき、沈没をさけるための手段として常用されたのは「刎荷」することであつた。甲板より上部に積まれている荷物を海中に刎ね捨てることで、船の安定を計るわけである。刎荷しないまでも高波をかぶって荷物が濡れ価値を損する場合も多く、濡荷によって生ずる損失は商品の種類によって一様でない。同一の船舶の海難によって生ずるそのような不平等な損失を、積合わせた荷主が積荷価格に応じて保障し合うところに、十組仲間の役割があつたわけである。

従って、おおまかにいえば下積荷物の荷主が上積荷物の荷主の損失を負担することで、海上の損害保障が行われる制度であった。その場合の下積荷物の主な一部をなしたのが樽荷の形をとった酒だったのである。酒造そのものは全国的に行われていたけれども、清酒の生産は当時にあつては畿内の独占するところであり、五百石積廻船の積荷の三分の一を占めたといわれるほど、上方の酒は重要な地位を占めていた（柚木学「近世酒造経済史」二〇二頁）。

このような酒荷主の負担に大きく依存した十組仲間の海損保障は、積荷の損失のほかに海損の実情検査に伴う調査・出訴費用の負担を含めて、出費の割賦について、酒荷主の異議が常にあり、特に享保十五年の大海難を契機として脱退、専用の樽廻船の組織にまで至つたのであった。

十組仲間結成の当時、十組外商人の積荷や海損の負担割当について、一切の発言権を認めず、また元禄十二年に大門仲間と呼ばれた一群の江戸問屋の十組加入申込に対して「当地（江戸）の儀故百仲間も有之候得共、菱垣の儀は十組より捌来候間、御手伝の加りに入申事は不成」といって強硬に拒否した事実も伝えられている（「大坂屋伊兵衛覚書」日本財政経済史料卷三、四〇―四一頁）。それほど強力さを誇つた十組仲間も、酒店組の脱退によって大打撃をこうむつたことは明らかである。

では、酒店組分離後の十組を支えたものは何であつたのか。それを換言すれば酒に代る下積荷の主体が何であつたかという問題である。次頁の挿図は「元十組取極写」に挿入されている「菱垣廻船絵図面」のうちの「大坂安治川於一之洲二荷物積立之図」を畧写したものである。これも作成年次を欠くが、恐らく文化五年の菱垣廻船積仲間結成後と推測される。

これによってみると、下積荷物の主体は水油であり、砥石・釘類・銅類・鉄物のような重量荷物も重要な位置を占めていたほか、砂糖が水油と共に底荷に加えられていたことが注目される。それと同時に、上積荷物のうちで繰綿類が一之間と称する場所に特別に積まれていたことも注意される（運賃一割増）。

一式え押候役に付、極印元と相唱候」

かつて元禄期に脇仲間の加入希望を拒否した十組が、酒店組の分離を機会に、油店組「附属」という形態で十二組の事実上の加入を認め、油店組を極印元とする「仮船」グループを古方八組と並立したサブシステムとして認可したことを示しているのであるが、それら仮船加入の組合のうちに、古方八組の業種と重複するものが多いことに注目したい。

例えば、古方に薬種組があつて仮船に薬種店組がある。さきの「元十組取極写」の記事に大過ないとすれば、古方の薬種組は本町付近の薬種問屋の組合であるのに対して、仮船の薬種店組は伝馬町組の薬種店であるという。また古方に畳表類を扱った表店組（日本橋周辺）があるに拘らず、仮船に新堀組（南新堀）・堀当組（堀当町）および住吉組（住吉町）の三組の畳表問屋が加わっている。同様に古方に紙店組がありながら仮船には二番・三番の両紙問屋組が参加している。酒店組の菱垣からの脱退による弱体化を補うための一部脇仲間の加入許可が、既加入の同業者組合から離れた油店組附属の形態で行われたところに、この時期の江戸問屋仲間の結合様式が表現されていると思われる。同時にまた、十二の脇組合を従えて、他の八組から分れた仮船なる組織をつくりだし、自ら「仮船極印元」を独占した油店組の力を認めなくてはならないし、その根拠が、酒荷を失ったあと、菱垣の主要下積荷主となったことにあるとみて誤りないであろう。

さきの引用文中に、油店組の仮船極印元のほかに、古方八組に三つの極印元があつたと記されているが、それは塗物店の櫃極印元、内店組・通町組の嶋極印元、表店組の表極印元のことである。引用文では、乗組員を含めての廻船の管理として極印元を説明しているが、古方の三極印元の分担や相互関係については詳かでない。その点は暫くおくとして、極印元四組が古方八組のうちの有力組合であつたとみてよいであろう。内店・通町両組は、さきの積荷図にみる通り、船首に「一之間」と称する特別な積場を確保している繰綿を初め小間物・木綿の荷主であるから、上積荷主の主力であつたとみられ、綿花・綿花は油につぐ江戸向け主要荷物であつた。塗物店が極印元の地位を占めていた理由はそれほど明らかでな

いが、塗物は積荷図によると瀬戸物と共に船首よりの中積荷物であり、上積荷である櫃物と合わせると、表店組の扱商品である畳表・蓆類とはゞ同等のウェイトをもつ第三の大荷主であったと思われる（拙稿「近世都市の発展」岩波講座日本歴史、近世3所収参照）、同時におそらく中積・上積諸荷主の代表の意味をもっていたかと推測される。それにしても塗物店・表店組のもつ重さは、下積荷の主体である油店組と上積荷の大宗である内店・表店両組とは比較にならぬ程度のものであったであろう。

要するに、上方からの海上輸送による商品を取扱った江戸問屋商人の連合体であった十組仲間は、必ずしも同一業者が単一組合を形成するとは限らず、また脇組合に対する閉鎖性をもちつつも、その内部は平等の関係にあったのではなく、逸早く独自の廻船をもった酒問屋と、仮船組として新加入組合を従えて分立した油問屋と、古方の中心をなした内店・通町組の綿商との三者を頂点とする特定の構造をもっていたとみることができる。

三

「元十組取極写」のなかに、享保十年十一月に、十組諸問屋が町奉行の尋問に答えて町年寄に提出した次のような書付が収められている。

「一私共商売物色品数多御座候に付、勤方にも種々有之御事にて、諸国より送り参り候荷物を仲買え売渡し少つゝの口錢を以渡世仕候類も有之、或は其出所々々にて仕入候て取寄、仲買又は分け売に付候類も有之、或は仕入荷物仕候に付、其場所々々より送り越申候荷物御座候をも仕入荷物同前に売払遣候も御座候、十組問屋共儀は御入国以来商売相励み候に付、何れも荷物の数大分の義に御座候、依之諸廻船荷物破船之節も、十組行事共立揃仕、船方の儀も毎々上下吟味仕候御事に御座候、先年より数度御尋の節、私共問屋名前帳面差上置申候、以上

享保十己年十一月

十組諸問屋共

享保十年現在の江戸十組問屋商人の商取引は、(1)「送り荷物」を仲買に売捌いて口銭を取得する仲介商業と、(2)産地で買入れた「仕入荷物」を江戸に運んで仲買等に分売する仕入取引との二形態に大別されていたこと、なおその中間に、仕入取引に係る産地などから送り付けられてくる諸商品を買取って仕入商品同様に分売する方法も存したことを示しているところ、享保十七年に菱垣・樽廻船の並立した以後の記録でみると、

「菱垣廻船之儀は、御府内は不及申、関八州国々在々迄通り荷物、樽廻船と違ひ、不残仕入荷物にて、送り荷物にては無之候に付」

「樽廻船は摂河泉酒造人送り荷物一組限りの仕法にて」

とある通り、菱垣廻船の積荷は江戸問屋の仕入荷物、樽廻船は酒荷主の送り荷物と、明確に分離していたことが示されている。樽廻船がその上積荷物を菱垣廻船と奪い合つたことは周知の通りであるが、明和七ごろに酒問屋と十組中の他の九組との間で七品目に限って樽船への積合せを認める協定が結ばれた。加藤家所蔵の記録には次のように記されている。

「右の外に明和七寅年、菱垣荷物と酒荷物と一船の積合不相成ため、酒問屋と十組の内九組と為取替証文有之に付、右酒の方にて上ハ荷物積請候分左に

一米荷物 一阿波藍玉 一素麵 一酢 一溜り 一阿波蠟燭 一糠 以上七品」

この両廻船間の協定の時期と内容については、必ずしも明確でない。通説は安永二年に七品の両廻船両積が始められたとしている。その典拠は恐らく大坂の「株仲間名前帳前書」に収められている安永二年四月付の菱垣廻船問屋株前書の次の記載であろうと思われる。(大坂市史巻五、七二六・七頁)

「私共儀数年菱垣廻船諸荷物積問屋致来候得共、内分組合にて御座候間、銘々株に被仰付被下候様御願申上、尤諸事は

迄仕来候通りにて、諸荷物積方の内、酒荷物は先達て株御免御座候儀に付、私共廻船えは積合不申、其外前積もの〔米〕・糠・藍玉・灘目素麵・酢・醬油・阿波蠟燭、右七品荷物は菱垣廻船酒樽廻船両積にいたし、右の外諸荷物并諸て江戸積諸荷物の分積入、定の運賃取候迄にて、外々新規の儀不仕候間、願の通り御免被成下候は、為冥加当己九月に銀貳拾枚相納、来午年より毎年九月に銀拾五枚つゝ永々上納可仕旨御願申上候処、御聞届被成下、難有奉畏候、

(下畧)

だが、この記事にしても七品荷物の積合せが安永二年に始まったと一義的に読みとれる文章ではない。むしろこの前書が書かれる以前からの仕来りを守り続けるという意味にもうけとる余地がありそうである。明和七年に始まったという江戸油仲買の上掲の記録も一層後年に書かれたものであるから、その信拠性は疑わしいけれども、両廻船間で証文が取替わされたといっているところから、記録者は拠るべき根拠をもっていたとも推測される。従つてこの点については、通説に再検討の余地を認めつつ後考に俟つこととして、油仲買の上掲の記事では七品が樽船の上積荷物として一方積と定められたようにみえるのに反して、菱垣廻船問屋株前書は両積と定めたと明記している。この点に関する限り、後者が正しいと認められる。

それにしても、両廻船が荷物争奪を一時的にも休止しようとしたとき、上記七品が何故に両積の対象として選ばれたのであったか。加藤家文書中の十組関係記録のなかに次のような記事がみえる。

「菱垣廻船にて古来は酒并十組諸荷物積合致、一船に候処、酒并右七品共送り荷物に付、難船有之都度々勘定損益の争論度々におよび、惣荷主一同迷惑いたし、熟談の上、享保年中より酒は十組の内一組別派に相成、酒の上積に七品積立、常咎を葺、雨濡を不厭候嵩低の仕立方に付、早廻りを専一にいたし候、酒造人自分の荷物重に積入候手船は格別、運賃稼にて船主有之候樽船迄運賃直切候ては樽廻船建立行不申故、船方困窮より菱垣船の仕立追々崩れ申候。

前書七品荷物、素麵は夏仕入、米は江戸え引合無之時は荷物無之、糠荷物藍玉荷物酢溜り、是等は定式に積入申候品、其余は右の通七品の内にも有無治定は無御座候、依之酒造人樽船に憐愍無之候ては渡海出来不申訳に御座候」文意を得がたい部分が少くないが、ここで特に注目したいのは、七品が酒と同様に「送り荷物」であったという記載である。これは、さきに引用した菱垣荷物は江戸問屋にとって仕入荷物であり、樽荷物は送り荷物であったという記事と、まさに関連する。

本来、海上での損害に対する共同保障の組織として成立した十組仲間にとって、仕入荷と送り荷の混在は損失の割懸けと徴集を極めて複雑困難なものとしたであろう。海上での損害に対する割懸けは、積荷の元直段を基準として行われ、仕入荷については江戸問屋が、送り荷の分は上方の荷主が負担する制度である。従って、「難船有之都度々勘定損益の争論度々におよび、惣荷主一同迷惑いたし」というのは、損害が少く負担の多い下積荷の荷主と、逆の關係に立つ上積荷主との利害の不一致のほかに、負担者が江戸と上方とに離れているという事情によるところが多かったのであろう。仕入荷と送り荷とで廻船を別にする菱垣・樽両廻船の並立は、その意味で合理性をもつものであったといえる。

だが、筆者が送り荷・仕入荷の区別をことさらにここで取上げているのは、江戸問屋の商権、いかえれば江戸の特に大坂との關係における經濟的地位の問題としてなのである。当然それは諸商品の生産構造の問題でもある。酒荷が菱垣から急速に分離した理由は、その荷主が灘目の酒造業者であり、江戸の酒問屋が彼らのための売問屋であるにすぎなかったとくに主としてあったことは疑いない。酒造業者の側に関する柚木学氏の「近世灘酒經濟史」や、江戸の酒問屋であり両替商でもあった播磨屋新右門に関する田中康雄氏の『寛政期における江戸両替商の經營』（三井文庫論叢第二号）などによって充分に実証されているところである。

明和七年前後に両廻船が両積荷物と協定した七品に「送り荷物」という共通性があつたとして、それら諸商品の荷主と

江戸問屋の関係が酒の場合と同様であったのかどうか。その点の検討に立入る余裕がないが、酢と醤油とは灘に関する限り「下り酒醤油問屋」によって酒と共に扱われていた事実を指摘できるし（西宮市史）、藍玉と蠟燭とは徳島藩の国産会所の取扱商品であって、領主権力と領内商人とが提携して江戸問屋の支配からの自由をかちとっていた事実も既知のところである（吉永昭「国産会所仕法の成立と展開その三」、相模女子大学紀要二四号。三木雄介「阿波藩札考」史学三七ノ三、三八ノ一、二号）。

問題は米と糠について多い。元禄の十組仲間への不参加以来、疑問のヴェールに包まれつづけているのが米である。ただ、明和の両積協定の時期では、さきの引用文にある「米は江戸え引合無之時は荷物無之」という簡単な一句が、有力な手がかりを与えている。それは糠や酢・醤油などのように「定式に積入申候品」ではないといっているのである。つまり、大坂の米問屋にとって、江戸を中心とする関東はすでに主要な市場ではなかったということであり、逆にいうなら江戸の米問屋にとって大坂からの移入は臨時の補完部分であるにすぎなくなっていたことを示しているのである。従って、この時点で米が送り荷物であったという事実のもつ意味は、酒や阿波藍のもつそれとは異ったものであったといえる。それにしても、このような事情をどの時期にまで遡って妥当させるべきであるか、元禄の十組不参加の事情などとあわせて検討すべき疑問として残るのである（大石慎三郎『享保改革期における江戸経済に対する大坂の地位』日本歴史一九一号参照）。

糠が送り荷物であったことの意味を考える手掛りを、わたくしは全く持合わせていない。火山灰土壌に適したリン酸肥料である米ぬかは、関東農村の購入肥料の大宗をなしたものであり、関東における農業の商品経済化過程を追究するための最も有力な手掛りとなるものである。江戸の人口の白米需要は巨大な量の糠の生産を市中にもっていた筈であるに拘わらず、大坂からの廻船荷物として重要な位置を保ちつづけ、大坂に江戸向けの糠問屋、江戸に下り糠問屋が栄えた事実、関東農村のぬか需要の大きさを示すものに他ならぬ。その下り糠が、両地問屋の仲間だてが行われた明和期に、送り荷物の形態をとっていた事実をいかに理解すべきか、ここでは空白の儘に、後考を期せざるを得ない。糠が最も腐敗しやすいが

故に、可能な限り短期間に輸送する必要があったことが、両積荷物として認められた理由の一つであることは推測に難くないけれども、問題はそれが送り荷物であった点にある。ただ、寛政九年に定めた江戸の糠問屋仲間の議定によって、送り荷の到着と同時に内金を渡し、仕切日限を定めていたことが知られ、それは既述した江戸問屋商法の三形態のうちの、送り荷と仕入荷の中間形態に位置するものであったことを指摘するにとどめる。

四

文化五年（一八〇八）に始まり、その五年後には六五組、一九九五株の江戸の諸問屋を包括するにいたった菱垣廻船積問屋仲間の組織は、商人ギルドの連合体として、江戸時代最大の規模のものの一つであった。初め、単に菱垣・樽両廻船間の荷物争奪を調整するために、文化五年二月に布告された菱垣廻船積仲間の結成令から、翌年の三橋会所を頂点とする広範な株仲間の組織化にいたる経過については、主導者であった杉本茂十郎（大坂屋茂兵衛）の覚書によって、よく知られている。「元十組取極写」の記事は、茂十郎の覚書の域を多く出るものではないが、十組問屋側の記録として次に引用しておく。

「（文化五年二月付の菱垣廻船積仲間名目御免の町触文略）

右の通被仰付候に付、十組問屋一同菱垣廻船え積合可致旨規定連印仕候処、本町組薬種問屋・大伝馬町薬種問屋の内にて拾六人、組外のもの耆人相加り都合拾七人、天明度以来樽廻船を以砂糖荷物積取来候に付、前々仕来の通、砂糖荷物樽廻船積取、以来砂糖問屋名目右拾七人え御免被成下置候様仕度、然る上は為冥加金千両年々上納仕度旨、同年六月中町御奉行根岸肥前守様御勤役中奉願、追々御糺御座候処、菱垣廻船え積合候者共一同故障申立候に付、右一件小田切土佐守様御番所え御引渡に相成、再応御調御座候処、砂糖取扱候もの拾七人に限り問屋名目御免被成下置候義

は難相成、依之砂糖の義は両組葉種問屋五拾壹人、外に砂糖取扱候者壹人相加り都合五拾貳人え砂糖問屋名目御免被成下置候、勿論右拾七人の者年々金千両つゝ御益筋申立候間、右拾七人のものは樽廻船え砂糖積請、年々金千両つゝ上納致し、残り三拾五人のもの取扱候砂糖は菱垣廻船を以積取可申旨、双方為取替規定仕、右拾七人の者年々金千両つゝ上納仕来候処、追々不正筋相聞、文政三辰年中、右問屋名目御差止め上納御免被仰付、

一右の通、砂糖重に引請取扱候者拾七人より年々金千両宛上金仕候上は、十組諸問屋におゐて夫々上納金相願候外有之間敷旨、茂十郎と申者、双方の仲人に立入、夫より同人の進退を以、永代橋新大橋大川橋右三橋新規懸替修覆共、十組問屋共引請、無錢渡にて往来為致度旨、同年十二月中小田切土佐守様御番所え奉願上候処、御糺の上、願の通被仰付、翌巳年中右会所御免の上、十組問屋壹組限り御国恩為冥加夫々上金奉願上候処、御聞済に相成、諸問屋共壹人別御鑑札壹枚宛拝領仕、室町三丁目にて間口五間半奥行式拾間の町屋敷、諸問屋一同え拝領被仰付候に付、同年十二月中諸問屋五拾九組にて巳年分上金八千百五拾両上納仕候、勿論町年寄樽与左衛門并頭取茂十郎外名主四人、右三橋会所懸り被仰付、右上金半金四千七拾両は右会所融通のため御下け御預け被成下置、年々右同様にて三ヶ年目暮に至り返納仕、并十組内のもの共よりも金子手廻り候者は右会所え預ケ金仕、入用の者えは貸附取計来申候、

一文化七年年中、右積仲間え附屬の組々拾四組にて壹ヶ年金貳千五拾両宛上納仕度旨、前同様奉願上候処、是又願の通り被仰付候、依之同年十二月中より都合壹ヶ年金壹万貳百両つゝ天保十一子年中迄、毎年無滯上納仕来申候、

(中略) 文化十年五月の株仲間新規加入禁止令を掲ぐ)

一前書奉申上候通、菱垣廻船積仲間名目御免被成下置候儀に付、諸問屋共右廻船に限引請荷物積入可申処、廻船下夕積に相成候船足砂糖荷物樽船積に相成、菱垣廻船仕立方不都合に有之、其上摂州灘目水油・鯉節・塩・干肴類、紀州御領国廻船え積入、菱垣船え右品々積取候ては右御館様御差支に相成候旨追々御公込え御達有之、樽廻船の方弁理宜有

之、積仲間種々混雜いたし十組内不絶爭論有之候に付、右砂糖・鯉節・塩・干肴・摂州灘目水油菱垣一方積に相成候様、紀州御館様えも種々願立、文政八四年・天保三辰年中両度榊原主計頭様御勤役中奉願上候処、追々御札被成下置、大坂町御奉行様えも御懸合の上、双方嚴重御調の上、天保四巳年十一月中、酒荷物相除き外諸荷物の儀は不残菱垣廻船に限積入可申旨、御当地大坂共十組問屋一同并菱垣廻船問屋共一同え被仰付、御請書奉差上候間、諸家様御産物当地え相廻り候諸品々をも是又菱垣船え限り御積込に相成候様御達し被成下置候旨、右御同人様御勤役中被仰渡候処、姫路御産物木綿類の義は樽廻船を以御積廻しに相成候旨被仰渡候、其以来諸荷物共菱垣一方に限り積請来候様相成候義は偏に御威光と一同冥加難有仕合奉存候」

ここに概括されている一九世紀初期の江戸問屋仲間の動きに含まれた意味については別に詳細な検討を用意しているの
で別稿にゆずるとして、菱垣廻船積問屋仲間組織の発端となったのが、水油と共に菱垣の下積荷物であった砂糖（上掲積荷図参照）の樽船への移動であり、しかもその荷主たちが十組仲間のうちで本町組（古元）と伝馬町組（仮船）とに分裂していた菓種問屋の一部であり、砂糖荷主であるという共通の利害において一致した行動をとって同業仲間を内部からゆさぶり、その運動を貫徹するためにとった手段が冥加金千両の上納を条件とする幕府権力による株仲間としての認可であったこと、これら一連の事実が注目されねばならない。

三橋会所を頂点とする十組仲間の拡大再編成も、冥加金上納による江戸商人株仲間の一般的認可に他ならず、その冥加金の半額を毎年無利息三年間貸下げをうけ、それに仲間うちの預金を加えて相互融資の原資をつくりだすことで、江戸の問屋商業を強化しようとする計画であった。しかし、この計画とても、江戸問屋商人の一致した支持の上で実行されたものでなかったことは、杉本茂十郎の覚書が伝えている通りであり、それにも拘わらず未曾有の規模での組織化が実現したのは問屋資本の一部と利害を共通にした限りでの幕府権力の意図（具体的には米価引上げ策）に負うところが大きかった

点を見逃してはならない。

また、さきの引用の後半は、菱垣荷物の樽船などへの移動が、大名権力の支持によって行われていた事実を伝えている。商人資本の一部が大名権力と結びつくことによって、商品が「諸家様御産物」となる諸藩の産物会所の一般化と、それへの対応として幕府権力との結合を強化しようとする江戸問屋との競合関係が、廻船荷物の争奪という形で現象しているのである。その際の幕府権力が、十八世紀後半に大坂を中心として畿内の商人資本を編成しようとしたのと対象的に、関八州御取締組合を媒介としつつ、江戸を中心とする関東の商人資本の組織化につとめているのが特徴的である。

そのような十九世紀初期の一連の動向を、生産過程にまでおろして説きおこそうとするところに、農民のブルジョア的發展を富農経営として把えようとする試みや豪農経営として理解しようとする試論が出されているのであり、流過程の問題として生産過程により密着し都市商人資本の独占に対抗したものである。在郷商人の性格が追究されているのである。江戸地廻り経済圏の發展を取上げる視角もそれらとかわり合っている。そこに複雑に相互関連的に展開する農民と領主権力と商人資本との、それぞれの内部と相互間での矛盾や連合や競合のなかで、都市細民の打こわしと百姓一揆の連携の問題を位置づけようとする。こうした近年の学界の問題設定を、都市と農村との「一種の不可分な統一」、巨大都市の「特殊な意味における経済機構上のこぶ」、そして共通の条件と共通の闘いを通しての本来可動的な商人資本家の市民への自己形成というマルクスの設定にかかわらせて考えていくところに、日本の近世都市社会史の主題は据えられるべきものと思われる。